

日本麻藥五法

— 麻醉藥品及影響精神藥品管制法(二)*

(麻藥及び向精神藥取締法)

張 傑 雄**

(業務廢止等の届出)

第7条 麻藥取扱者は、当該免許の有効期間中に当該免許に係る麻藥業務所における麻藥に関する業務又は研究を廢止したときは、15日以内に、麻藥輸入業者、麻藥輸出業者、麻藥製造業者、麻藥製劑業者、家庭麻藥製造業者又は麻藥元卸売業者にあつては厚生労働大臣に、麻藥卸売業者、麻藥小売業者、麻藥施用者、麻藥管理者又は麻藥研究者にあつては都道府県知事に、免許証を添えてその旨を届け出なければならない。

2 前項の規定は、麻藥取扱者が第3条第2項各号の資格を欠くに至つた場合に準用する。

3 麻藥取扱者が死亡し、又は法人たる麻藥取扱者が解散したときは、その相続人若しくは相続人に代つて相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者は、15日以内に、麻藥輸入業

第七條(業務廢止之申報)

麻醉藥品處理者，於許可有效期限內，廢止與許可有關之業務或研究時，應於十五日內檢附許可證，分別向厚生勞動大臣（麻醉藥品輸入業者、麻醉藥品輸出業者、麻醉藥品製造業者、麻醉藥品製劑業者、家庭麻醉藥品製造業者及麻醉藥品總批發業者）或都道府縣知事（麻醉藥品批發業者、麻醉藥品零售業者、麻醉藥品使用者、麻醉藥品管理人及麻醉藥品研究人員）提出申報。

麻醉藥品處理者，未具有第三條第二項各款之資格時，準用前項之規定。

麻醉藥品處理者死亡，或法人組織之麻醉藥品處理者解散時，其繼承人或代繼承人管理遺產之人，或清算人、破產財團管理人，或因合併而設立之法人代表人，應於十五日內檢附許可證，分別向厚生勞動大臣（麻醉藥品輸入業者、麻醉藥品輸出業者、麻醉藥品

* 「麻醉藥品及影響精神藥品管制法」乃日本麻藥五法之一，主要針對麻醉藥品及影響精神藥品之輸出、輸入、製造、使用、流通、交易、研究等進行嚴格管制，並設刑事罰則防止此等藥品遭非法利用，可供國內學界及麻醉藥品及影響精神藥品管理實務參考。

本譯稿之成，感謝管制藥品管理局簡局長俊生、證照管理組劉組長淑芬及李科長聰輝之指導。

** 張傑雄，國立政治大學法律系暨風險管理與保險系雙學士，國立政治大學風險管理與保險研究所法律組碩士，日本語能力試驗一級合格，現任行政院衛生署管制藥品管理局研究人員。

者、麻藥輸出業者、麻藥製造業者、麻藥製劑業者、家庭麻藥製造業者又は麻藥元卸売業者の死亡又は解散の場合にあつては厚生労働大臣に、麻藥卸売業者、麻藥小売業者、麻藥施用者、麻藥管理者又は麻藥研究者の死亡又は解散の場合にあつては都道府県知事に、免許証を添えてその旨を届け出なければならない。

（免許証の返納）

第8条 麻藥取扱者は、その免許の有効期間が満了し、又は第51条第1項の規定により免許を取り消されたときは、15日以内に、麻藥輸入業者、麻藥輸出業者、麻藥製造業者、麻藥製劑業者、家庭麻藥製造業者又は麻藥元卸売業者にあつては厚生労働大臣に、麻藥卸売業者、麻藥小売業者、麻藥施用者、麻藥管理者又は麻藥研究者にあつては都道府県知事に、その免許証を返納しなければならない。

（免許証の記載事項の変更届）

第9条 麻藥取扱者は、免許証の記載事項に変更を生じたときは、15日以内に、麻藥輸入業者、麻藥輸出業者、麻藥製造業者、麻藥製劑業者、家庭麻藥製造業者又は麻藥元卸売業者にあつては厚生労働大臣に、麻藥卸売業者、麻藥小売業者、麻藥施用者、麻藥管理者又は麻藥研究者にあつては都道府県知事に、免許証を添えてその旨を届け出なければならない。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の届出があつたときは、すみやかに免許証を書き替えて当該麻藥取扱者に交付しなければならない。

製造業者、麻酔藥品製劑業者、家庭麻酔藥品製造業者、麻酔藥品總批發業者）或都道府県知事（麻酔藥品批發業者、麻酔藥品零售業者、麻酔藥品使用者、麻酔藥品管理人、及麻酔藥品研究人員）提出申報。

第八條（許可證之繳還）

麻酔藥品處理者、其許可證有效期限屆滿，或受第五十一條第一項規定撤銷處分時，應於十五日內，分別向厚生勞動大臣（麻酔藥品輸入業者、麻酔藥品輸出業者、麻酔藥品製造業者、麻酔藥品製劑業者、家庭麻酔藥品製造業者及麻酔藥品總批發業者）或都道府県知事（麻酔藥品批發業者及零售業者）繳還其許可證。

第九條（許可證登載事項變更申請）

麻酔藥品處理者許可證登載事項發生變更時，應於十五日內檢附其許可證，分別向厚生勞動大臣（麻酔藥品輸入業者、麻酔藥品輸出業者、麻酔藥品製造業者、麻酔藥品製劑業者、家庭麻酔藥品製造業者及麻酔藥品總批發業者）或都道府県知事（麻酔藥品批發業者、麻酔藥品零售業者、麻酔藥品使用者、麻酔藥品管理人及麻酔藥品研究人員）提出申請。

厚生労働大臣或都道府県知事受理前項申請後，應盡速變更許可證上之記載事項，並交還該麻酔藥品處理者。

（免許証の再交付）

第10条 麻薬取扱者は、免許証をき損し、又は忘失したときは、**15日**以内に、その事由を記載し、且つ、き損した場合にはその免許証を添えて、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者にあつては厚生労働大臣に、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者にあつては都道府県知事に、免許証の再交付を申請しなければならない。

2 麻薬取扱者は、前項の規定により免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、**15日**以内に、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者にあつては厚生労働大臣に、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者にあつては都道府県知事に、その免許証を返納しなければならない。

第11条 削除

第2節 禁止及び制限

（禁止行為）

第12条 ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬（以下「ジアセチルモルヒネ等」という。）は、何人も、輸入し、輸出し、製造し、製剤し、小分けし、譲り渡し、譲り受け、交付し、施用し、所持し、又は廃棄してはならない。ただし、麻薬研究施設の設置者が厚生労働大臣の許可を受けて、譲り渡し、譲り受け、又は廃棄する場合及び麻薬研究者が厚生労働大臣の許可を受けて、研究のため、製造

第十條（許可證之補發）

麻醉藥品處理者之許可證毀損或遺失時，應於十五日內提出載明其事由之申請書（毀損時檢附該許可證），分別向厚生勞動大臣（麻醉藥品輸入業者、麻醉藥品輸出業者、麻醉藥品製造業者、麻醉藥品製劑業者、家庭麻醉藥品製造業者及麻醉藥品總批發業者。）或都道府縣知事（麻醉藥品批發業者、麻醉藥品零售業者、麻醉藥品使用者、麻醉藥品管理人及麻醉藥品研究人員）申請補發。

麻醉藥品處理者經依前項規定補發新證後，發現遺失之許可證時，應於十五日內，分別向厚生勞動大臣（麻醉藥品輸入業者、麻醉藥品輸出業者、麻醉藥品製造業者、麻醉藥品製劑業者、家庭麻醉藥品製造業者及麻醉藥品總批發業者。）及都道府縣知事（麻醉藥品批發業者、麻醉藥品零售業者、麻醉藥品使用者、麻醉藥品管理人及麻醉藥品研究人員）繳還該許可證。

第十一條（刪除）

第二節 禁止及限制

第十二條（禁止行為）

任何人皆不得輸入，輸出、製造、製劑、分裝、轉讓、受讓、交付、使用、持有或銷毀海洛因（二乙醯嗎啡）及其鹽類或含有該成分之麻醉藥品。但麻醉藥品研究機構設立者經厚生勞動大臣許可之轉讓、受讓或銷毀，以及研究人員以研究為目的經厚生勞動大臣許可之製造、製劑、使用或持有者，不在此限。

し、製剤し、小分けし、施用し、又は所持する場合は、この限りでない。

2 何人も、あへん末を輸入し、又は輸出してはならない。

3 麻薬原料植物は、何人も、栽培してはならない。但し、麻薬研究者が厚生労働大臣の許可を受けて、研究のため栽培する場合は、この限りでない。

4 何人も、第1項の規定により禁止されるジアセチルモルヒネ等の施用を受けてはならない。

（輸入）

第13条 麻薬輸入業者でなければ、麻薬（プアセチルモルヒネ等及び前条第2項に規定する麻薬を除く。以下第19条の2までにおいて同じ。）を輸入してはならない。ただし、本邦に入国する者が、厚生労働大臣の許可を受けて、自己の疾病の治療の目的で携帯して輸入する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により麻薬を携帯して輸入した者は、第24条第1項ただし書、第27条第1項ただし書及び第28条第1項ただし書の規定の適用については、麻薬施用者から施用のため麻薬の交付を受けた者とみなす。

（輸入の許可）

第14条 麻薬輸入業者は、麻薬を輸入しようとするときは、そのつど厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した許可申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 1・輸入しようとする麻薬の品名及び数量
- 2・輸出者の氏名又は名称及び住所

任何人皆不得輸入或輸出鴉片粉末。

任何人皆不得種植麻醉藥品原料植物。但研究人員經厚生勞動大臣許可，為研究而種植者，不在此限。

任何人皆不得施用第一項規定禁止之海洛因（二乙醯嗎啡）等麻醉藥品。

第十三條（輸入）

非麻醉藥品輸入業者，不得輸入麻醉藥品（前條第一項及第二項規定者除外。以下第十九條之二為止亦同。）但入境我國之人，經厚生勞動大臣許可，以治療本人疾病為目的隨身攜帶入境者，不在此限。

依前項但書規定隨身攜帶麻醉藥品入境者，適用第二十七條第一項但書及第二十八條第一項但書規定，視同自麻醉藥品使用者取得麻醉藥品之人。

第十四條（輸入之許可）

麻醉藥品輸入業者輸入麻醉藥品時，應逐次向厚生勞動大臣申請許可。

前項申請，應提出載明下列事項之許可申請書。

- 一、輸入之麻醉藥品品名及數量。
- 二、輸出者姓名或名稱及住址。

3・輸入の期間

4・輸出の方法

5・輸入港名

3 第1項の許可を受けた者は、前項各号の事項を変更しようとするときは、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

4 厚生労働大臣は、国内における当該麻薬の需要量及び保有量を考慮して適当でないと認めるときは、第1項又は前項の許可を与えないことができる。

5 厚生労働大臣は、第1項の許可をしたときは、申請者の氏名又は名称及び住所並びに第2項に掲げる事項を記載した輸入許可書及び輸入許可証明書を交付する。

6 厚生労働大臣は、第3項の許可をしたときは、輸入許可書及び輸入許可証明書を書き替えて交付する。

（輸出許可証明書の提出）

第15条 麻薬輸入業者は、麻薬を輸入したときは、相手国発給の輸出許可証明書を、その麻薬を輸入した日又は輸出許可証明書を受け取つた日から10日以内に、厚生労働大臣に提出しなければならない。

（輸入許可書の返納）

第16条 麻薬輸入業者は、許可を受けた輸入の期間内に麻薬を輸入しなかつたときは、その期間の満了後10日以内に、輸入許可書を厚生労働大臣に返納しなければならない。

（輸出）

第17条 麻薬輸出業者でなければ、麻薬を輸出してはならない。ただし、本邦から出国する者が、厚生労働大臣の許可を受けて、自己の疾病の治療の目的で携帯して輸出する場合は、この限りでない。

三、輸入期限。

四、運輸方法。

五、輸入口岸名稱。

受有第一項之許可者，變更前項各款所列事項時，應另向厚生労働大臣申請許可。

厚生労働大臣，對第一項或前項之申請，經衡量國內所需該項麻醉藥品量及現存量，認為有不適宜之處時，得不予許可。

厚生労働大臣，核准第一項之申請時，發給載明申請人姓名或名稱及地址，及第二項所列事項之輸入許可書及輸入許可證明書。

厚生労働大臣核准第三項之申請書時，予以換發輸入許可書及輸入許可證明書。

第十五條（輸出許可證明書之提出）

麻醉藥品輸入業者輸入麻醉藥品時，應於輸入或取得輸出國發給之輸出許可證明書之日起算十日內，向厚生労働大臣提出輸出國發給之輸出許可證明書。

第十六條（輸入許可證之繳還）

麻醉藥品輸入業者，未於許可期限內輸入麻醉藥品時，應於該期限截止後十日內，向厚生労働大臣繳還輸入許可證。

第十七條（輸出）

非麻醉藥品輸出業者，不得輸出麻醉藥品。但自我國出境之人，經厚生労働大臣許可，以治療本人疾病為目的隨身攜帶出境者，不在此限。

（輸出の許可）

第18条 麻薬輸出業者は、麻薬を輸出しようとするときは、そのつど厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した許可申請書に相手国発給の輸入許可証明書を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

1・輸出しようとする麻薬の品名及び数量

2・輸入者の氏名又は名称及び住所

3・輸出の期間

4・輸送の方法

5・輸出港名

3 第1項の許可を受けた者は、前項各号の事項を変更しようとするときは、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

4 厚生労働大臣は、第1項の許可をしたときは、申請者の氏名又は名称及び住所並びに第2項各号に掲げる事項を記載した輸出許可書及び輸出許可証明書を交付する。

5 厚生労働大臣は、第3項の許可をしたときは、輸出許可書及び輸出許可証明書を書き替えて交付する。

6 麻薬輸出業者は、麻薬を輸出するときは、麻薬に輸出許可証明書を添えて送らなければならない。

（輸出許可書及び輸出許可証明書の返納）

第19条 麻薬輸出業者は、許可を受けた輸出の期間内に麻薬を輸出しなかつたときは、その期間の満了後10日以内に、輸出許可書及び輸出許可証明書を厚生労働大臣に返納しなければならない。

（製造）

第20条 麻薬製造業者でなければ、麻薬

第十八條（輸出之許可）

麻醉藥品輸出業者輸出麻醉藥品時，應逐次向厚生労働大臣申請許可。

前項之申請，應向厚生労働大臣提出載明下列事項之許可申請書，及輸入國發給之輸入許可證明書。

一、輸出之麻醉藥品品名及數量。

二、輸入者姓名或名稱及地址。

三、輸出期限。

四、運輸方法。

五、輸出口岸。

受有第一項之許可者，變更前項各款所列事項時，應另向厚生労働大臣申請許可。

厚生労働大臣，核准第一項之申請時，發給載明申請人姓名或名稱及地址，及第二項各款所列事項之輸出許可書及輸出許可證明書。

核准第三項之申請時，予以換發輸出許可書及輸出許可證明書。

麻醉藥品輸出業者輸出麻醉藥品時，應檢送輸出許可證明書。

第十九條（輸出許可證及輸出許可證明書之繳還）

麻醉藥品輸出業者，未於許可期限內輸出麻醉藥品時，應於該期限截止後十日內，向厚生労働大臣繳還其輸出許可證及輸出許可證明書。

第二十條（製造）

非麻醉藥品製造業者，不得製造麻醉藥品（第

（ジアセチルモルヒネ等を除く。以下この節（第 29 条の 2 を除く。）において同じ。）を製造してはならない。ただし、麻薬研究者が研究のため製造する場合は、この限りでない。

2 麻薬製造業者、麻薬製剤業者又は家庭麻薬製造業者でなければ、家庭麻薬を製造してはならない。但し、麻薬研究者が研究のため製造する場合は、この限りでない。

（製造の許可）

第 21 条 麻薬製造業者又は麻薬製剤業者若しくは家庭麻薬製造業者は、麻薬又は家庭麻薬を製造しようとするときは、1 月から 6 月まで及び 7 月から 12 月までの期間（以下「半期」という。）ごとに、製造しようとする麻薬又は家庭麻薬の品名及び数量並びに製造のために使用する麻薬、あへん又はけしがらの品名及び数量について、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2 第 14 条第 4 項の規定は、前項の許可について準用する。

3 厚生労働大臣は、第 1 項の許可を与える場合において、必要があると認めるときは、製造された麻薬を収めるべき容器の容量を指示することができる。

（製剤及び小分け）

第 22 条 麻薬製造業者又は麻薬製剤業者でなければ、麻薬を製剤し、又は小分けしてはならない。ただし、麻薬研究者が研究のため製剤し、又は小分けする場合は、この限りでない。

（製剤及び小分けの許可）

第 23 条 麻薬製造業者又は麻薬製剤業者は、麻薬を製剤し、又は小分けしようとする

十二條第一項規定者除外。以下本節（第二十九條之二除外）亦同）。但麻酔藥品研究人員為研究而製造者，不在此限。

非麻酔藥品製造業者、麻酔藥品製剤業者或家庭麻酔藥品製造業者，不得製造家庭麻酔藥品。但麻酔藥品研究人員為研究而製造者，不在此限。

第二十一條（製造之許可）

麻酔藥品製造業者、麻酔藥品製剤業者或家庭麻酔藥品製造業者，應將一月至六月及七月至十二月之期間（以下稱之為半期）預定製造之麻酔藥品或家庭麻酔藥品品名及數量，使用之原料麻酔藥品、鴉片或罌粟種之品名及數量，陳報厚生勞動大臣核可。

前項之許可，準用第十四條第四項規定。

核發第一項之許可時，認為有必要時，得指定分裝製品容器之容量。

第二十二條（製劑）

非麻酔藥品製造或製剤業者，不得調製或分裝麻酔藥品。但麻酔藥品研究人員為研究而調製或分裝者，不在此限。

第二十三條（製劑及分裝之許可）

麻酔藥品製造業者或麻酔藥品製剤業者，應將各季預定調製或分裝之麻酔藥品品名及數

るときは、半期ごとに、製剤し、又は小分けしようとする麻薬の品名及び数量並びに製剤のために使用する麻薬の品名及び数量について、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2 第14条第4項及び第21条第3項の規定は、前項の許可について準用する。

（譲渡し）

第24条 麻薬営業者でなければ、麻薬を譲り渡してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

1・麻薬診療施設の開設者が、施用のため交付される麻薬を譲り渡す場合

2・麻薬施用者から施用のため麻薬の交付を受け、又は麻薬小売業者から麻薬処方せんにより調剤された麻薬を譲り受けた者が、その麻薬を施用する必要がなくなった場合において、その麻薬を麻薬診療施設の開設者又は麻薬小売業者に譲り渡すとき。

3・麻薬施用者から施用のため麻薬の交付を受け、又は麻薬小売業者から麻薬処方せんにより調剤された麻薬を譲り受けた者が死亡した場合において、その相続人又は相続人に代わつて相続財産を管理する者が、現に所有し、又は管理する麻薬を麻薬診療施設の開設者又は麻薬小売業者に譲り渡すとき。

2 前項ただし書の規定は、施用のため交付される麻薬が第27条第1項、第3項若しくは第4項の規定に違反して交付されるものであるか、又は麻薬処方せんが同条第3項若しくは第4項の規定に違反して交付されたものであるときは、適用しない。

3 麻薬輸入業者は、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、麻薬元卸売業者及び麻薬卸売業者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。

量、及原料麻醉薬品品名及數量，陳報厚生労働大臣核可。

前項之許可，準用第十四條第四項及第二十一條第三項規定。

第二十四條（轉讓）

非麻醉藥品營業者，不得轉讓麻醉藥品，但下列情形不在此限：

一、麻醉藥品醫療機構開設者，為其使用而受交付之麻醉藥品。

二、受麻醉藥品使用者交付醫療用麻醉藥品，或受讓麻醉藥品零售業者按麻醉藥品處方箋調劑之麻醉藥品者，因無需續用該項藥品，將其轉讓予麻醉藥品醫療機構開設者或麻醉藥品零售業者。

三、受麻醉藥品使用者交付醫療用麻醉藥品，或自麻醉藥品零售業者受讓按麻醉藥品處方箋調製之麻醉藥品者死亡時，其繼承人或代繼承人管理遺產者，將其持有或管理之麻醉藥品，轉讓予麻醉藥品醫療機構之開設者或麻醉藥品零售業者。

違反第二十七條第一項、第三項或第四項規定交付之醫療用麻醉藥品，或違反同條第三項或第四項規定交付之麻醉藥品處方箋，不適用前項但書規定。

麻醉藥品輸入業者，不得轉讓麻醉藥品予麻醉藥品製造業者、麻醉藥品製劑業者、麻醉藥品總批發業者 麻醉藥品批發業者以外之



但し、家庭麻藥製造業者にコデイン、ジヒドロコデイン又はこれらの塩類を譲り渡す場合は、この限りでない。

4 麻藥輸出業者は、麻藥を輸出する場合を除くほか、麻藥を譲り渡してはならない。

5 麻藥製造業者は、麻藥輸出業者、麻藥製造業者、麻藥製剤業者、麻藥元卸売業者及び麻藥卸売業者以外の者に麻藥を譲り渡してはならない。但し、家庭麻藥製造業者にコデイン、ジヒドロコデイン又はこれらの塩類を譲り渡す場合は、この限りでない。

6 麻藥製剤業者は、麻藥輸出業者、麻藥製剤業者、麻藥元卸売業者及び麻藥卸売業者以外の者に麻藥を譲り渡してはならない。

7 家庭麻藥製造業者は、麻藥を譲り渡してはならない。

8 麻藥元卸売業者は、麻藥元卸売業者及び麻藥卸売業者以外の者に麻藥を譲り渡してはならない。

9 麻藥卸売業者は、当該免許に係る麻藥業務所の所在地の都道府県の区域内にある麻藥卸売業者、麻藥小売業者、麻藥診療施設の開設者及び麻藥研究施設の設置者以外の者に麻藥を譲り渡してはならない。

10 麻藥小売業者は、麻藥処方せん（第27条第3項又は第4項の規定に違反して交付されたものを除く。）を所持する者以外の者に麻藥を譲り渡してはならない。

11 前各項の規定は、厚生労働大臣の許可を受けて譲り渡す場合には、適用しない。（麻藥小売業者の譲渡）

第25条 麻藥小売業者は、麻藥処方せんを所持する者に麻藥を譲り渡すときは、当該処方せんにより調剤された麻藥以外の麻藥を譲り渡してはならない。

人。但轉讓可待因、二氫可待因或其鹽類予家庭麻醉藥品製造業者時，不在此限。

麻醉藥品輸出業者，除輸出外不得轉讓麻醉藥品。

麻醉藥品製造業者，不得轉讓麻醉藥品予麻醉藥品輸出業者、麻醉藥品製造業者、麻醉藥品製劑業者、麻醉藥品總批發業者及麻醉藥品批發業者以外之人。但轉讓可待因、二氫可待因或其鹽類予家庭麻醉藥品製造業者時，不在此限。

麻醉藥品製劑業者，不得轉讓麻醉藥品與麻醉藥品輸出業者、製劑業者、總批發業者及批發業者以外之人。

家庭麻醉藥品製造業者，不得轉讓麻醉藥品。

麻醉藥品總批發業者，不得轉讓麻醉藥品予麻醉藥品總批發業者及麻醉藥品批發業者以外之人。

麻醉藥品批發業者，不得轉讓麻醉藥品予同一都道府縣區域內之麻醉藥品零售業者、醫療機構開設者及研究機構設立者以外之人。

麻醉藥品零售業者，除持有麻醉藥品處方箋（違反第二十七條第三項或第四項規定交付者除外）者外，不得轉讓麻醉藥品。

經厚生労働大臣許可而轉讓者，不適用前各項之規定。

第二十五條（麻醉藥品零售業者之轉讓）

麻醉藥品零售業者，轉讓麻醉藥品予持有麻醉藥品處方箋者時，不得轉讓未按該處方箋調劑之麻醉藥品。

（讓受）

第26條 麻藥營業者、麻藥診療施設の開設者又は麻藥研究施設の設置者でなければ、麻藥を譲り受けてはならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

- 1・麻藥施用者から交付される麻藥を麻藥診療施設の開設者から譲り受ける場合
- 2・麻藥処方せんの交付を受けた者が、その処方せんにより調剤された麻藥を麻藥小売業者から譲り受ける場合
- 3・前項ただし書の規定は、麻藥施用者から交付される麻藥が次条第3項若しくは第4項の規定に違反して交付されるものであるか、又は麻藥処方せんがこれらの規定に違反して交付されたものであるときは、適用しない。
- 4・麻藥營業者、麻藥診療施設の開設者又は麻藥研究施設の設置者は、第24条の規定により禁止される麻藥の譲渡の相手方となつてはならない。

（施用、施用のための交付及び麻藥処方せん）

第27條 麻藥施用者でなければ、麻藥を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻藥を記載した処方せんを交付してはならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

- 1・麻藥研究者が、研究のため施用する場合。
- 2・麻藥施用者から施用のため麻藥の交付を受けた者が、その麻藥を施用する場合
- 3・麻藥小売業者から麻藥処方せんにより調剤された麻藥を譲り受けた者が、その麻藥を施用する場合
- 2 前項ただし書の規定は、麻藥施用者から交付された麻藥又は麻藥処方せんが第3

第二十六條（受讓）

非麻醉藥品營業者、麻醉藥品醫療機構開設者、或設立麻醉藥品研究機構之人，不得受讓麻醉藥品。但下列情形不在此限。

- 一、自麻醉藥品醫療機構開設者，受讓麻醉藥品使用者交付之醫療用麻醉藥品。
- 二、受交付麻醉藥品處方箋者，自麻醉藥品零售業者受讓按該處方箋調劑之麻醉藥品。
- 三、前項但書之規定，於麻醉藥品使用者違反第二十條第三項或第四項規定交付之麻醉藥品或麻醉藥品處方箋時，不適用之。

四、麻醉藥品營業者、麻醉藥品醫療機構開設者或麻醉藥品研究機構設立者，不得受讓依第二十四條規定禁止之麻醉藥品。

第二十七條（使用或為醫療目的交付麻醉藥品及麻醉藥品處方箋）

非麻醉藥品使用者，不得使用或交付麻醉藥品，或交付麻醉藥品處方箋。但下列情形不在此限：

- 一、麻醉藥品研究人員，以研究為目的而使用時。
- 二、受麻醉藥品使用者交付麻醉藥品之人，使用該麻醉藥品時。
- 三、受讓麻醉藥品零售業者按麻醉藥品處方箋調劑之麻醉藥品之人，使用該麻醉藥品時。

麻醉藥品使用者，違反本條第三項或第四項之規定交付之麻醉藥品或交付記載麻醉藥品

項又は第4項の規定に違反して交付されたものであるときは、適用しない。

3 麻藥施用者は、疾病の治療以外の目的で、麻藥を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻藥を記載した処方せんを交付してはならない。ただし、精神保健指定医が、第58条の6第1項の規定による診察を行うため、N-アリルノルモルヒネ、その塩類及びこれらを含む麻藥その他政令で定める麻藥を施用するときは、この限りでない。

4 麻藥施用者は、前項の規定にかかわらず、麻藥又はあへんの成癮者の成癮症状を緩和するため、その他その成癮の治療の目的で、麻藥を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻藥を記載した処方せんを交付してはならない。ただし、第58条の8第1項の規定に基づく厚生労働省令で定める病院において診療に従事する麻藥施用者が、同条の規定により当該病院に入院している者について、6-ジメチルアミノ-4,4-ジフェニル-3-ヘプタノン、その塩類及びこれらを含む麻藥その他政令で定める麻藥を施用するときは、この限りでない。

5 何人も、第1項、第3項又は第4項の規定により禁止される麻藥の施用を受けてはならない。

6 麻藥施用者は、麻藥を記載した処方せんを交付するときは、その処方せんに、患者の氏名（患者にあつては、その種類並びにその所有者又は管理者の氏名又は名称）、麻藥の品名、分量、用法用量、自己の氏名、免許証の番号その他厚生労働省令で定める事項を記載して、記名押印又は署名をしなければならない。

（待續）

之處方箋，不適用前項但書之規定。

麻醉藥品使用者，不得為治療以外之目的使用或交付麻醉藥品，或交付麻醉藥品處方箋。但精神保健指定醫師，為施行第五十八條之六第一項規定之診察、使用丙烯基去甲基嗎啡（那囉啡）及其鹽類，或含有該成分之麻醉藥品，或其他政令規定之麻醉藥品時，不在此限。

麻醉藥品使用者雖受前項規定限制，不得為緩和麻醉藥品或鴉片成癮者之成癮症狀，及其他成癮治療之目的，使用提供麻醉藥品或交付麻醉藥品處方箋。但於依第五十八條之八第一項規定之厚生勞動大臣指定醫院從事診療之麻醉藥品使用者，按同條規定對該院住院者使用美沙冬（六—二甲胺基—四，四—二苯基—三—庚醇）及其鹽類，或含有該成分之麻醉藥品，或其他政令規定之麻醉藥品時，不在此限。

任何人皆不得違反本條第一項、第三項或第四項之禁止規定，施用麻醉藥品。

麻醉藥品使用者發給記載麻醉藥品之處方箋時，該處方箋應載明病患姓名，住址（如係動物時，其種類，所有人或管理人姓名或名稱及住址。）、麻醉藥品品名、分量、用法用量及使用期間，發給日期，使用者姓名，許可證編號及麻醉藥品營業所名稱及所在地，以及其他厚生勞動省令規定之事項，並加蓋印章或簽名於其上。